

より豊かな人生をおくるために...

夏号
2025
Vol.44

スマッシュ協同組合主催
季刊情報誌

NEW LIFE

目次

- | | |
|---------------|--------------------|
| 1 代表あいさつ | 6 株式会社SBC |
| 2 監査室あいさつ | 8 行政書士法人SMASH 申請代行 |
| 3 SMASH ROUMU | 株式会社スマッシュ不動産 |
| 4 税務情報 | 9 友の会 |
| 5 プロジェクト | |

代表あいさつ

『ゼロで死ぬ (DIE WITH ZERO)』

最近読んだ書籍「ゼロで死ぬ “DIE WITH ZERO “(ダイヤモンド社)」では表現は辛辣なところもあるが、人生観をガラッと変える可能性あることが書かれている。

- ・一刻も早く「経験」にお金を使うこと
- ・「収入の〇割貯金する」をやめる
- ・子供には死ぬ「前」に与える
- ・45-60歳には資産を取崩し始める
- ・「死ぬまでにやりたいこと」は時期で考える etc

節約すること、節約して老後に備えることが良し、とされる世界であり国で生まれ育った身としては心の中で書籍に書かれていることを思っている中々実行できないものである。株への投資、仮想通貨の運用不動産への投資、貯金など世の中にはお金を増やす方法は数多く存在することはご存知の通りだと思うが“経験”への投資、はさほど注目されていないのではないかと。“貯める”ことも大事だが、限られた人生の中で“使い切って”最後を迎える。こんな考えも大事にしていきたい。

勿論、会社に置き換えると、企業経営という観点からは事業が永続するとの前提で成り立っているため“使い切る”ことはできない。それでも、人材への“経験”投資はできる。経験は複利のように時間が経てば経つほど価値が増加し、投資対象が若ければ若いほど再投資も可能だ。人生の終わりを想定し、逆算してやりたいことの計画(“タイムバケット”)を作成し、お金が尽きるように行動し、人生を十分に生きる。会社は永続する前提で、将来計画(“事業計画”“中長期計画”)を作成し、永続する事業の中で投資をしていく。

さて、自分はお金を使い果たして生きる勇氣はあるだろうか。恐らくない。

株式会社 SMASH HD 代表取締役
SMASH グループ代表
公認会計士・税理士 森 大輔



元中日ドラゴンズ
川上憲伸様との
スペシャル対談



俳優
竹中直人様との
スペシャル対談



ついに重版出来!!
“海外進出失敗の法則”



三上 (さんじょう)

＜欧陽脩『帰田録』の「余、平生の作る所の文章、多くは三上にあり、すなわち馬上・枕上（ちんじょう）・厠上（しじょう）なり」から＞ 文章を考えるのに最も都合がよいという三つの場面。馬に乗っているとき、寢床に入っているとき、トイレに入っているときと『大辞泉』にあります。

誰でも歌ったことのある童謡の「みかんの花咲く丘」の作詞者は伊豆に向かう列車の中で、あの歌詞が浮かんだそうです。

となると、現代では、「馬上」は「車上」か「車中」かもしれません。

文章に限らず、日本人初のノーベル賞受賞者の湯川秀樹博士の中間子論は、寝ているときに思いついたと聞いています。

厠上といえば、今でもトイレの中にアイデアを記録するためにメモ用紙を置いている人もいます。

他にも、アルキメデスの原理は、アルキメデスがお風呂に入っているときにひらめいたと、高校の英語の教科書でやった記憶が老生にはあります。そういえば、ニュートンとりんごと万有引力は皆さんもご存じのはずです。

こうなると、問題意識があるならば、場所はどこでも良いといえるかもしれません。

そこで老生はこの中に、顔を洗う洗面所を加えたいと思っています。何故かと言いますと、朝、水に触れているときに、前日どうしても思い出せなかった人の名前が、不思議と出てくるのです。私はこれは水のマイナスイオンのせいではないかと考えるのですが、偉人たちの逸話に比べてスケールが小さすぎますね。

令和7年度版 高齢社会白書から見る「高齢社会のリアル」

先日、内閣府より「令和7年度版高齢社会白書」が公開され、高齢者の皆さんの就業状況や意識、そして経済状況について、具体的なデータが示されました。この白書から見えてくる「高齢社会のリアル」とはどのようなものなのでしょうか。

高齢者の就業状況：8人に1人が65歳以上

令和6年の労働力人口は6,957万人で、そのうち**65歳から69歳までが400万人、70歳以上が546万人**と報告されています。これは、労働力人口全体に占める65歳以上の割合が**13.6%**、つまり**労働力人口の約8人に1人が65歳以上**であることを意味します。

実際に、60歳以上の男女に現在の就業状況を尋ねたところ、「定期的に収入を伴う仕事をしている」が35.9%、「不定期ではあるが、収入を伴う仕事をしている」が6.9%という結果でした。これを合わせると、**年金以外の収入を得ている高齢者は4割を超える**ことが分かります。

では、なぜ収入を伴う仕事をしているのでしょうか。最も多かった理由は「収入のため」が55.1%、次いで「働くのは体に良いから、老化を防ぐから」が20.1%でした。やはり、**経済的な理由が一番大きな要因**となっているようです。

何歳まで働きたい？高まる就業意欲

「何歳まで収入を伴う仕事をしたいか」という問いに対しては、以下のような結果が出ています。（カッコ内は令和元年調査実績）

- ・ 65歳くらいまで：23.7% (25.6%) 70歳くらいまで：20.0% (21.7%)
- ・ **75歳くらいまで：13.7% (11.9%)** 80歳くらいまで：5.3% (4.8%)
- ・ **働けるうちはいつまでも：22.4% (20.6%)**

注目すべきは、「**75歳くらいまで**」や「**働けるうちはいつまでも**」と回答した割合が増加傾向にある点です。およそ2割の方が、75歳くらいまでは仕事を続けたいと考えていることがうかがえます。

高齢者の懐事情：平均的な収入と生活費

全国の60歳以上の男女に、現在の仕事や年金による1か月あたりの収入を尋ねたところ、**平均値は23万円**でした。最も多かったのは「30万円～40万円未満」で15%、次いで「20万円～25万円未満」、「25万円～30万円未満」と続きます。

一方、1か月あたりの生活費については、**平均値は20万円**でした。最も多かったのは「20万円～25万円未満」で19.4%、次いで「30万円以上」、「15万円～20万円未満」という結果です。収入と生活費の平均値を比較すると、収入の方がやや上回っているものの、余裕があるとは言えない状況が見て取れます。

まとめ：高齢者の就業意欲と企業への期待

今回の白書からは、高齢期における就業意欲が高まっており、多くの方が自身の経験やスキルを活かし、自宅から通いやすく、体力的な負担が少ない仕事であれば、できるだけ長く働きたいと考えていることが明確になりました。

企業側が高齢者の皆さんのニーズを踏まえた働き方を提案できれば、これは**深刻な人手不足の解消にもつながる**可能性があります。高齢者の皆さんが安心して長く活躍できる社会の実現に向けて、企業と社会全体がどのように対応していくかが、今後ますます重要になるでしょう。

改正前を適用した年末調整 その後はどうなる？

基礎控除等の改正適用前に行った年末調整のその後について、概要を確認します。

基礎控除等の改正と年末調整

令和7年分の年末調整では、令和7年度税制改正により、次の項目が改正されました。

基礎控除	①合計所得金額が2,350万円以下である場合の控除額が10万円引き上げられて58万円に（以下、本則） ②居住者は特例として、合計所得金額が655万円以下である場合に、合計所得金額に応じて最大37万円を加算（以下、加算特例）※
給与所得控除	最低保障額を10万円引き上げたことにより、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正に
特定親族特別控除	居住者が19歳以上23歳未満の一定の親族等を有する場合には、その親族等の合計所得金額に応じて最大63万円を控除
扶養親族等の所得要件	扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が10万円引き上げ

※以下加算特例とは

基礎控除の加算額表

令和7年分・令和8年分のみ適用です

合計所得金	基本	加算額	合計基礎控除額
132万円以下	58万円	37万円	95万円
132万円超 336万円以下	58万円	30万円	88万円
336万円超 489万円以下	58万円	10万円	68万円
489万円超 655万円以下	58万円	5万円	63万円

これら基礎控除等の改正は令和7年分からの適用となりますが、年末調整では令和7年12月1日以後から適用します。そのため年末調整の時期により次のように異なります。

年末調整 (その年の最後の給与支給日)	基礎控除等の適用
令和7年11月30日以前	改正前
令和7年12月1日以後	改正後

改正前を適用した年末調整のその後

死亡等により退職した場合や、海外転勤等により非居住者となること等が原因で、年の途中で改正前の基礎控除等を適用して年末調整を行った場合にはその後、給与の支払を受けた人が改正後の適用を受けるには、確定申告等をする必要があります。この場合の手続きのポイントは、主に次のとおりです。

(1) 死亡による退職の場合

死亡による退職を理由に年末調整を行った場合、その後に改正後を適用するには、その死亡した方の相続人等が手続きを行います。

(2) 非居住者となる場合

海外転勤等により非居住者となることを理由に年末調整を行った場合には、その後において改正後を適用するための手続きを非居住者である間に行うときは、納税管理人を選任する必要があります。

なお、令和7年は1年を通じて非居住者である場合に、納税管理人を通じて令和7年分の確定申告を行うときに適用できる基礎控除は、前述①の本則のみです。②の加算特例は、居住者のみ適用できるため、その年中に居住者期間がなければ適用できません。これは、特定親族特別控除についても同様です。

予定納税の減額申請も注意

所得税の予定納税は、通常、7月と11月の2回いずれも改正適用前に期限が到来します。

このような場合に減額申請を行う際の計算は、改正前によります。ご注意ください。

参考：国税庁「令和7年度税制改正（基礎控除見直し等関係）」Q&A（令和7年5月）他



知らない!と損する!? お金や税金ニュース

2025年6月

【令和6年分申告】所得税や消費税、贈与税は新制度の影響が顕著に

5月30日、国税庁から「令和6年分の所得税等、消費税及び贈与税の確定申告状況等について」が公表されました。

所得税や消費税、贈与税のいずれにおいても、近年における税制改正の影響が数字として表れています。

【所得税】定額減税で「納税額ゼロ」が大幅に増加

所得税等の確定申告書の提出人員は2,338万9,000人(前年比0.6%増)と微増したものの、定額減税の影響もあり、申告納税額のある人は517万5,000人(同22.6%減)と大幅に減少したのに対し、納税額のない人は53.5%増の468万1,000人にのぼっています。

また、株価上昇の影響もあり、株式等の譲渡所得では、所得金額が前年から42.7%増加するなど、土地等や株式等の譲渡所得については、双方とも過去最高の所得金額を更新しました。

【消費税】インボイス制度の影響が継続

インボイス制度2年目となる消費税申告では、申告件数が前年比7.5%増の212万件、申告納税額は約8,004億円(同16.8%増)と2年連続の増加となりました。個人事業者のインボイス発行事業者は221万人に達し、そのうち2割特例を適用した人は約81万人にのぼっています。

【贈与税】相続時精算課税の利用者数が急増

贈与税では、相続時精算課税の基礎控除見直しにより、同制度を適用した申告者数が前年比59.2%増の7万8,000人となるなど大幅に伸長。一方、暦年課税による申告人員は前年比14.0%減となり、贈与税の申告納税額全体では3,935億円と過去最高を更新しました。

令和6年分の申告状況が公表され、近年の税制改正の影響が数字にも表れる結果となりました。

また、e-Taxによる申告は全体の約4人に3人を占め、そのうちの約半数がスマートフォンによる申告となるなど、申告手続きのデジタル化も進んでいるといえるでしょう。

記事作成:  経営革新等支援機関推進協議会

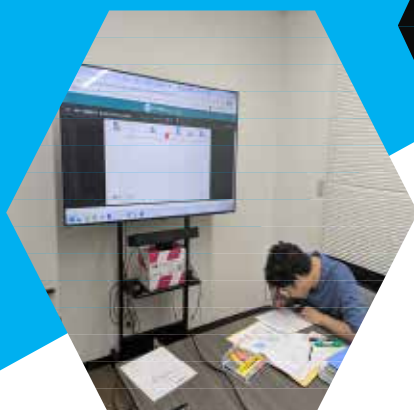
お問い合わせ

税理士法人スマッシュ経営

愛知県知立市長田1-11 MAIL:info@smash-keiei.com TEL:0566-83-3055

6月に中期5カ年計画
を立案した企業

『杉浦塗装工業株式会社』



今回ご紹介するのは、中期経営計画を立案された『杉浦塗装工業株式会社』です。

同社で専務を務める杉浦 雄太(すぎうら ゆうた)様は、祖父の代から続く三代目。間もなく二人目のお子様がお生まれになる予定で、多忙な合間を縫い、6月に中期経営計画を見事立案されました。

今回、雄太専務にはご自身で考案された経営理念「関わる全ての人に彩りを」を色紙に書いていただきました。

雄太専務、お疲れ様でした。8月には単年度計画の立案もよろしくお願いいたします！

【今回ご紹介した会社の情報】

会社名: 杉浦塗装工業株式会社

業種: 金属製品塗装業

住所: 愛知県豊田市駒新町金山1番地16

Tel: 0565-57-2222 Fax: 0567-57-2223

HPアドレスQRコード ⇒



漠然とした目標を卒業！ 計画的に稼ぐ！ 中期5カ年計画立案 セミナー開催

【このような方が対象です】

- ・ 経営計画の立案を体験したい方。
- ・ 中期5カ年計画を抜本的に見直したい方。

変化の激しい時代を全社一丸となって乗り切る為には社長自らが会社の進むべき方向を明確にする必要があります。思い描いた計画を、頭の中から具体的な数字や文字にすることで、社員に見せる地図となり、方向を示す羅針盤となります。

2025.8.18 【知立】 **MAN** **20** 【金山】 **WED**

OPEN9:50 START10:00-17:30

料金:55,000円（税込）昼食代込み

会場 知立本社

知立市長田一丁目11番地
スマッシュグループ内会議室

名古屋オフィス

名古屋市熱田区金山町1丁目7番5号
電波学園金山第1ビル9F
スマッシュグループ内会議室

【初めての方にも安心！】

セミナーをより有意義なものにするため、事前にいくつかの宿題（当期売上目標、原価率、借入返済計画、人件費計画、設備計画）の作成を1週間前までにE-mailにて返信をしていただきます。

「難しそう」「どうやって作ればいいのか分からない」という方、ご心配はいりません。もし作成が難しい場合は、ご安心ください。弊社スタッフがお客様のところへお伺いし、作成のお手伝い（1時間～）をさせていただきます。お気軽にお申し込みください。

各日程

定員 **2** 名

セミナーの内容

**まずは自社の分析を
行ってみよう**

まずは自分と自分の会社を客観的に見てみよう。

**経営理念・中期ビジョン
を作ってみよう**

理念の必要性から中期ビジョンを作ってみよう。

**5カ年の
数値計画をつくろう**

計画をつくるには数値の見方を覚えよう。
そして作ってみよう。

目標設定をしてみよう

中期経営目標、当期経営目標を作ってみよう。

主催・スマッシュグループ（株式会社SBC・税理士法人スマッシュ経営・社会保険労務士法人SMASH ROUMU）

お申し込み、お問い合わせは

会場

2025年8月18日(月) ☐ 【知立本社】

2025年8月20日(水) ☐ 【名古屋オフィス】 申込期限 8月1日(金)

FAX.052-908-7088

参加者氏名	会社名		
住所			
お電話	E-mail		

お問い合わせ

株式会社SBC 【担当】 長坂



052-908-7077



nagasei@smash-keiei.com



同じように愛情を注いで育てた子ども達
跡を継いでくれる子
よく遊びにくる子
いつも幸せそうな子、そうでない子

あなたの相続どうします？
子ども達に丸投げですか

コラッ。ケンカをやめなさい！

いつまでも、笑って昔話ができるよう
ケンカがはじまる前に
遺言を書いてみませんか

公正証書遺言
自筆証書遺言書保管制度
遺言執行のお手伝い

トップクラスの実績でお客様にお応えする ☎ 0566-83-3718
行政書士法人SMASH申請代行



将来を見据えた活用法は？
みなさんはどうしてるの？
有利なのは相続の前？後？
とにかく、専門家と話がしたい

スマッシュは不動産も取り扱っています



株式会社スマッシュ不動産

愛知県知事(2)第 21803 号

TEL : 0566-82-9006

大人のお稽古事レッスン日情報

教 室		詳 細	
水彩画教室 	日 程	7/29 (火)、8/5 (火)、8/19 (火)、9/4 (火)、9/15 (火) 10/7 (火)、10/21 (火) 各日程13:00~15:00	
	会 場 参 加 費 お問い合わせ先	パティオ池鯉鮒 工芸室 13,000 円/12回 (6ヶ月・12回) 080-3912-9958 神谷希代美	
寺子屋知立教室	日 程	7/4 (金)、8/8 (金)、9/12 (金)、10/10 (金)、11/7 (金) 各日程13:00~16:00	
	会 場 お問い合わせ先	パティオ池鯉鮒 講義室 090-1782-0342 野村賢孝	
折り紙教室 	日 程	7/4 (金)、7/18 (金)、8/8 (金)、8/22 (金)、9/5 (金) 9/19 (金)、10/10 (金)、10/24 (金) 各日程14:00~15:30	
	会 場 参 加 費 お問い合わせ先	パティオ池鯉鮒 ワークショップ室 500 円/1回 090-4868-2563 酒井	
己書教室 	日 程	7/11 (金)、8/8 (金)、9/12 (金)、10/10 (金) 各日程10:00~/13:00~ 二部制	
	会 場 参 加 費 お問い合わせ先	メーブルけやき (知立市ハツ田町泉45) 2,200 円+ワンオーダー/1回 090-2921-1331 小林大華	
パソコン 困りごと相談 	日 程	7/16 (土)、8/30 (土) 各日程 10:00~12:00	
	会 場 参 加 費 お問い合わせ先	メーブルけやき (知立市ハツ田町泉45) 500 円/1回 ※ワンドリンク付 080-3912-9958 神谷希代美	
ランニング倶楽部 	日 程	毎週木曜日	
	会 場 お問い合わせ先	パティオ池鯉鮒 駐車場 旗が目印 スマッシュ経営 細井誠	
台湾愛好倶楽部 	日 程	不定期	
	会 場 参 加 費 申 込 期 限 お問い合わせ先	スマッシュ経営 名古屋オフィス 無料 開催1週間前まで スマッシュ経営 内田	

教室開催日は、いつでも見学・参加可能です。各お問い合わせ先にご予約いただきますようお願いいたします。